

コロナ危機を契機としたデジタル変革の加速に向けて

2020年6月26日
公益社団法人 経済同友会
代表幹事 櫻田 謙悟
デジタルエコノミー委員会
委員長 程 近智
委員長 寺田 航平

今回のコロナ危機により、ビジネス、行政などあらゆる分野で、わが国のデジタル化の遅れが露呈した。一方、外出・移動、接触の制限を余儀なくされる中で、我々は、デジタル技術がもたらす可能性や、その障害となる制度・慣行（注¹）の存在など、様々な気付きを得ることができた。

世界は、ウィズ／アフターコロナの「新しい普通（ニューノーマル）」への変革に向けて大きく動き始めている。ここで日本も、決してコロナ前に逆戻りすることなく、デジタル変革（DX; Digital Transformation）を本格的に加速させていかなければならない。この機を逃せば、デジタル先進国との差はますます広がり、経済も停滞しかねない。こうした問題意識から、現下の状況において、企業や政府が直ちに着手すべき点を中心に、下記の意見を取りまとめた（注²）。

1. 企業のDXをウィズ／アフターコロナの新たな成長の原動力に ——国家戦略特区「スーパーシティ」の積極的活用を

- 新型コロナウイルス感染症の拡大によって打撃を受けた日本経済の再生は、今後の最重要課題である。経済再生・成長の牽引役である企業は、この危機をチャンスに変えるべく、デジタル投資を積極的に行い、効率化・省力化のみならず、破壊的な新事業創造、データ活用による価値創造に挑戦し、DXを新たな成長の原動力とすべきである。
- その意味で、5月に成立した「改正国家戦略特区法（スーパーシティ法）」の意義は大きい。「スーパーシティ」は、データ連携基盤を軸に、AIやビッグデータを活用し、世界最先端の都市づくりを目指すものである。大胆な規制改革によって、交通、物流、金融、医療・介護、教育、エネルギー、

¹ 例えば、経済同友会代表幹事 櫻田謙悟「テレワーク等の推進に向けた押印、対面・書面原則等の見直しについて」（2020年4月29日）

² 2019年度デジタルエコノミー委員会では、①企業のDXの加速、②リアルデータの活用による価値創造、を中心に検討を行ってきた。その成果（提言）は今秋にとりまとめる予定であるが、それに先立ち、これまでの検討結果や過去の本会提言・意見の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症問題を踏まえた意見を緊急にとりまとめた。

観光、農業等の様々な分野で、先進技術を社会実装することが目指されている。

- 地方自治体には、年内の選定に向け、これまでの常識や発想に捉われない大胆な構想の提案を期待する。企業としても、構想力や技術力を発揮し、意欲ある地方自治体と連携することで、住民視点に立った新事業創造の舞台として、スーパーシティの枠組みを積極的に活用すべきである。

2. 利用者視点と信頼に基づいたデータ連携の推進を ——企業は社会のために自社保有データの積極的な提供を

- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、政府の要請により、プラットフォーム事業者や移動通信事業者が、位置情報や検索履歴等に関する統計データを提供した。このように、オープン化された行政保有データのみならず、交通、通信、電力供給など企業保有データも、公共財として活用すべきである。
- それに加えて、スーパーシティ構想で目指しているように、企業や業界の壁を越えた様々なデータ連携が進めば、これまでにない新しいサービスの創造が可能になり、我々の生活の利便性は飛躍的に高まることになる。

【データ連携による価値創造（例）】

- ① 求貨求車情報の連携による物流の効率化、人手不足緩和
- ② 各交通機関のデータ連携による最適経路・手段による移動サービスの提供（=MaaS; Mobility as a Service）
- ③ ライフイベントにかかわる諸手続、支払・受給・決済のワンストップ化
- ④ 効果的・効率的な医療・介護サービスの提供や、個人のニーズに合わせた様々な健康関連サービスの提供

- しかし、プライバシー保護に関する不安や、データ提供のインセンティブやメリットが明らかでないなど様々な理由から、個人や企業はデータ提供に総じて消極的であり、データ連携・活用は進んでいない。
- 日本は、「信頼ある自由なデータ流通（DFFT; Data Free Flow with Trust）」を提唱しており、個人情報保護法の改正などデータ流通・利活用の法整備も行ってきた。今後も、「信頼」に基づいたデータ流通・利活用促進のためのルール整備をより一層推進すべきである。

（例）

- ① データ提供のインセンティブ設計（金銭的インセンティブ、データ連携によるアウトカムの可視化等）

- ② デジタルガバナンス・コードの活用（データ提供に積極的な企業が評価される仕組み）
 - ③ データオーナーシップの明確化（データの利用権限の明確化）
- プライバシーへの不安については、本年6月に成立した改正個人情報保護法で、イノベーション促進の観点から新たに創設された「仮名加工情報」を積極的に周知するとともに、一部において、国、地方自治体、企業で一部異なる個人情報保護の取り扱いの一元化を行うべきである。
 - 企業としても、供給者の論理を優先するのではなく、利用者視点に立ち、社会のために自社保有データを積極的に提供すべきである。そのためには、自社保有データについて競争領域と協調領域との区別を明確化し、協調領域のデータは公共財として提供していくことが望ましい。

3. 行政のDX加速で、危機に強い「デジタル・ガバメント」の早期実現を ——人材獲得・拡充、マイナンバー制度の利便性向上と活用を

- 「デジタル・ガバメント」構築の遅れは、コロナ危機への対応で数々の問題を生じさせた。例えば、緊急経済対策の一つである「特別定額給付金（1人10万円）」について、オンライン申請手続を行う「マイナポータル」と、自治体の情報システムが十分に連携されていないため、手作業で申請内容を照合することに時間がかかるなど、デジタル化で期待される効果とは逆行する状況に陥っている。
- ウィズ／アフターコロナの社会において、危機に強いデジタル・ガバメントを構築するためにも、行政のDX加速が不可欠である（注³）。そのためには、戦略・施策等の具体的推進を担う人材の獲得・拡充が急務である。
- 主要国の政府や自治体では、日本とは桁違いのデジタル人材を登用している。日本においても、競争力のある報酬水準を確保する仕組みを導入し、人材獲得・拡充に努めるべきである。その際、利用者視点を持つ多様な業界のデジタル人材や、IT知識を持つ若手人材の登用が必要である。先進的な自治体の例を見ても、政府や自治体がスーパーシティなど魅力ある具体的構想を打ち出せば、その実現に共感する有為な専門人材が集まるはずである。
- 今回の危機で、マイナンバー制度の問題点があらためて明らかになった。今後の給付の迅速化に向け、マイナンバーと銀行口座を紐づけることも検討されているが、経済社会やデジタル・ガバメントの重要なインフラとし

³ 具体策については、経済同友会「デジタル・ガバメント推進に関する提言—データを中心とした国家価値創造に向けて—」（2019年5月）参照。

て、マイナンバー制度の利活用拡大に向けた抜本的改革が必要である（注4）。マイナンバー制度の利便性向上については、まず以下を検討すべきである。

- ① マイナポータルと自治体の情報システムの連携を加速させるための支援強化
- ② マイナンバーを「特定個人情報」と定義する規定の撤廃（利活用しやすい番号への転換）
- ③ 2021年3月から健康保険証として利用可能となるマイナンバーカードと健康保険証とのワンカード化早期完了

4. DX、データ連携推進に向けた具体的課題を解決する官民検討の強化を

- 日本のDX推進に向けて、政府のIT総合戦略本部を中心に、民間人も参加する様々な会議体で戦略や施策が検討されている。世界に比べて周回遅れと言われ続けてきた日本のDXを加速させるためには、こうした既存の政策形成プロセスの中で、具体的課題についてスピード感を持って解決していけるよう、官民による検討の場をより一層強化していくべきである。
- 例えば、コロナ危機でテレワークを推進する中で問題となった「書面・対面原則」「押印原則」については、規制改革推進会議が中心となり、政府と経済団体の意見交換の場を設け、障害となっている行政手続や民間慣行の見直しなどの動きが加速している。
- DXやデータ連携等の課題についても、「官民データ活用推進戦略会議」「官民データ活用推進基本計画実行委員会」「オープンデータ官民ラウンドテーブル」など様々な会議体があるが、利害関係の調整を行っていく上で、個人や企業が直面している問題点について、官と民が率直に意見交換し、具体的な目標・期限の設定や効果の定量化を行い、迅速に解決していくための機能強化を図るべきである。

本会としても、これらの実現に向け、引き続き、より具体的な提言の発信、および必要な行動を続けていく。

以上

⁴ 詳しくは、経済同友会「マイナンバー制度に関する提言—マイナンバー制度をわが国のデジタル化の基盤として今こそ抜本改革せよ—（2018年8月）参照。